

珠洲市飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の避妊・去勢手術に係る費用の一部を補助することにより、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、糞尿等による生活環境への被害の低減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 人が所有し、又は占有していない猫で、本市を主な生息地とするものをいう。
- (2) 獣医師 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による届出がなされた診療施設において業務を行う獣医師をいう。
- (3) 避妊・去勢手術 獣医師が行う生殖を不能にする手術のうち、雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する手術並びに雄猫の精巣を摘出する手術をいう。
- (4) 識別処置 避妊・去勢手術を実施するときにおいて、片耳の先端にV字型の切り込みを入れる処置をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、本市の住民基本台帳に記録され、かつ市内に居住している者のうち、自ら飼い主のいない猫に対して避妊・去勢手術及び識別処置を受けさせ、かつ、当該手術の費用を負担する者とする。

(補助対象猫)

第4条 補助金の交付対象となる猫は、次の各号のいずれにも該当する猫とする。

- (1) 飼い主のいない猫であること。
- (2) 手術をする獣医師が、手術することを適当と認めた猫であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、避妊・去勢手術に要した費用（識別処置に要した費用を含む。）とする。なお、他に助成を受ける場合は、それを差し引いた額を補助対象経費とする。

(補助額)

第6条 補助額は、補助対象経費の額とし、1匹につき次に掲げる額を限度とする。

- (1) 避妊手術（雌） 10,000円
- (2) 去勢手術（雄） 6,000円

(申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、珠洲市飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要な事項を記入の上、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 避妊・去勢手術証明書（様式第2号）
- (2) 獣医師が発行する避妊・去勢手術及び識別処置に係る領収書

- (3) 補助対象猫が主に生息する地域の地図の写し
- (4) 避妊・去勢手術前後の補助対象猫の写真で、識別処置が確認できるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、手術の完了後40日以内の日又は手術の完了の日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(事前確認)

第8条 申請者は、3匹以上の補助対象猫の申請をするときは、飼い主のいない猫を保護する前に市長に捕獲場所、捕獲予定数を伝え、実施について確認を受けるものとする。

(補助の決定)

第9条 市長は、第7条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、手術費の補助をすることが適当と認めたときは、珠洲市飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費補助金交付決定通知書兼額の確定通知書(様式第3号)により交付を決定し、申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第10条 申請者が不正又は虚偽の申請により補助金の交付を受けたときは、全部若しくは一部の決定を取消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。